

令和8年度外ヶ浜町住宅用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 外ヶ浜町は、家庭部門からの二酸化炭素排出量の削減を図るため、外ヶ浜町内に住所を有する者が行う住宅用自家消費型太陽光発電設備及び蓄電池の導入に関する事業に要する経費について、令和8年度予算の範囲内において、令和8年度外ヶ浜町住宅用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業費補助金を交付するものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) 国交付要綱

二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和7年10月14日環地域事発第2510141号）をいう。

(2) 国実施要領

国交付要綱第3条に掲げる事業に関して必要な細目等を定めた地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和7年10月14日環地域事発第2510141号）をいう。

(3) 太陽光発電設備

太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに付属する設備をいう。

(4) 蓄電池

充電を行うことで電気を蓄え、繰り返し使用することができる電池（二次電池）をいう。

(5) 住宅

自己の居住の用に供する戸建ての家屋をいう。（ただし、借家等は除く）

(補助対象経費及び補助金の額等)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表に定めるとおりとする。

2 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、令和9年1月31日までに完了（工事の完了及び工事費の支払いの完了）するものに限る。

- 3 補助金の交付を受けようとする者が外ヶ浜町の税に滞納がある場合は、交付の対象としない。
- 4 補助対象者は、外ヶ浜町内に住所を有し、かつ自らが居住する住宅に住宅用太陽光発電設備及び住宅用蓄電池を設置する個人とする。

(交付の申請等)

第4条 本補助金の申請書は、第1号様式によるものとする。

- 2 前項の申請書に添付しなければならない書類等は、別表に定めるとおりとする。
- 3 補助対象者は、原則、交付決定前に事業着手（契約又は工事の着手）してはならない。
- 4 補助金の交付決定前において、早期に事業着手しなければならないやむを得ない理由がある場合は、あらかじめ事前着手届（第2号様式）を町長に提出しなければならない。ただし、令和8年4月1日以降の事業着手に限るものとする。
- 5 第1項に規定する申請書類の提出は、電子申請によるものとする。
- 6 第1項の申請の受付は、先着順に行うものとし、予算の範囲を超えたときは、受付を停止する。

(補助金の交付の条件)

第5条 町長は、補助金等の交付の決定をしたときは、すみやかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を補助金等の交付の申請をした者に通知するものとする。

- 2 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、前項の規定により付された条件となるものとする。

(1) 補助事業の内容を変更しようとする場合は、事業変更承認申請書（第3号様式）に、当該変更等の内容を証する書類を添えて町長に提出し承認を受けること。ただし、次に掲げる軽微な変更をしようとする場合は、この限りでない。

ア 連絡先の変更

イ 前号に掲げるもののほか、その他町長が軽微な変更と認める事項

(2) 補助対象者は、第1項ただし書に規定する軽微な変更をしたときは、軽微な変更届（第4号様式）により遅滞なく、その旨を町長に届け出ること。

(3) 補助事業の全部又は一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、事業中止（廃止）承認申請書（第5号様式）を町長に提出して承認を受けること。

(4) 補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを令和9年4月1日から5年間（第13条第1項に規定する財産がある場合には、第13条第2項に規定する期間）保管しておくこと。

(5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。

(6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、財産管理台帳（第6号様式）その他関係書類を第13条第2項に規定する期間整備保管すること。

(申請の取下げの期日)

第6条 補助金の交付の申請の取下げ期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して15日を経過した日とする。

(実績報告)

第7条 補助金の実績報告は、補助事業が完了した日（補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その日）から起算して30日を経過した日又は令和9年1月29日のいずれか早い期日までに実績報告書（第7号様式）に、別表に規定する添付書類を添えて行うものとする。

(補助金の額の確定)

第8条 町長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行なう現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付方法)

第9条 補助金は、補助事業の完了後交付する。

(補助金の請求)

第10条 補助金の請求は、補助金請求書（第8号様式）を町長に提出して行うものとする。

(決定の取消等)

第11条 町長は、補助対象者が次に掲げる要件に該当したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 第3条第3項に該当したとき。
- (3) 国交付要綱、国実施要領及びこの要綱に違反したとき。

2 町長は、前項の取り消しを行った場合において、既に当該取り消しに係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、その命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金又は加算金を徴するものとする。

(代理申請者)

第12条 補助対象者は、第4条及び第5条の規定による申請並びに第7条による実績報告書の提出について、補助対象設備を販売・施工する者（以下「代理申請者」という。）に対してこれらの手続の代行を依頼することができる。

2 補助対象者は、代理申請者に手続の代行を依頼する場合は、委任状（第9号様式）を町長に提出しなければならない。

3 代理申請者は、第1項の規定により依頼された手続を、誠意をもって実施するものとし、手続の代行を通じて知り得た補助申請者及び補助事業者に関する情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の定めに従って取り扱うものとする。

4 町長は、代理申請者が偽りその他不正の手段により第1項の手続を行った疑いのある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、当該手続代行者の名称及び不正の内容を公表し、手続の代行を認めないこととする。

(財産の処分の制限)

第13条 補助対象者は、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、処分制限期間内に、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む）する場合において、その取得価格又は効用の増加価格が50万円以上であるときは、町長の承認を受けなければならない。

2 前項の財産の処分の制限を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定められている耐用年数とする。

3 補助対象者は、町長の承認を得て財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡

し、交換し、貸し付け、又は担保（以下「処分」という。）に供しようとする場合は、財産の処分を行おうとする日の30日前までに財産処分承認申請書（第10号様式）を町長に提出しなければならない。

4 町長の承認を受けて財産を処分する場合には、補助金の全部又は一部を外ヶ浜町に返還させることがある。

（利用状況の報告）

第14条 補助対象者は、太陽光発電設備の利用状況（発電電力量、自家消費率、売電量）について、12ヶ月分を町長に太陽光発電自家消費率報告書（第11号様式）で提出しなければならない。

（暴力団排除等に関する誓約及び同意）

第15条 補助対象者は、別紙「暴力団排除等に関する誓約及び同意事項」について補助金の交付の申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

（その他事項）

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年7月1日から施行する。

暴力団排除等に関する誓約及び同意事項

補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記の内容について誓約及び同意いたします。この誓約及び同意が虚偽であり、又はこの誓約及び同意に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。））、又は組合等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではありません。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていません。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していません。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有していません。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という。）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営んでいる中小企業者、風営法第3条第1項の風俗営業の許可を受けているもののうち、公序良俗に反するなど社会的批判を受けるおそれのあるものに該当しません。
- (6) 県民税、法人税、消費税及び地方消費税の滞納はありません。
- (7) 本補助金の申請内容全てに虚偽はありません。また、過去に補助金等の不正使用等事案がありません。
- (8) 同一内容で国・県・市町村等から助成を受けていません。
- (9) 補助金を不正に受給した疑いがある場合には、補助金の受給者立ち合いのもと事業に係る取引先（委託先、外注（請負）先以降を含む）や補助金の受給者に対し現地調査等を実施することに同意します。
- (10) 指導・助言を行う専門家等に対し、ヒアリングや現地調査を行うことがあることに同意します。